

業務指示書

ミャンマー国保険セクター育成プロジェクト（保険監督会計）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年5月30日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年6月5日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：保険会計業務に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/保険監督会計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：保険監督会計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年6月8日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
 - () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.082640 円, US\$1 = 109.190000 円, EUR1 = 133.147000 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/保険監督会計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.68 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年6月29日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ミャンマー国保険セクター育成プロジェクト（保険監督会計）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/保険監督会計	(60.00)	()
ア) 類似業務の経験	24.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	9.00	
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	
オ) その他学位、資格等	9.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 案件の背景

ミャンマーでは長らく国営保険会社による保険市場の独占が続いてきたが、2011年以降の民主化と経済改革の流れのなかで、2012年には民間保険会社の設立が認可され、翌年より営業を開始したものの、ミャンマー保険市場は依然黎明期にあり、保険規制・監督から、保険普及度、保険商品（保障・補償内容、保険料率等）、保険募集・販売、引受、支払い等の市場慣行まで、多くの面で制度・インフラの整備が必要な状態にある。

こうした状況を打開するため、ミャンマー計画・財務省金融規制局（Financial Regulatory Department、以下FRD）は、開発援助機関等の協力を得ながら、保険セクターの近代化に取り組んでいる。FRDは、ミャンマー政府が近々保険市場を外国保険会社に開放する方針であることを踏まえ、外資の知見・経験の導入により、保険市場を発展させたいとの考えだが、これを実現するため、近代的な保険市場に対応する諸制度の整備や、制度を運営するための能力の構築が急務となっている。

この課題に対応すべく、ミャンマー政府は保険規制・監督制度の整備及び監督当局の能力向上のため、我が国に支援・協力を求めている。ミャンマー政府の要請を受け、JICAは2017年8月より個別専門家（保険監督能力強化）を派遣し、保険業法改正等の制度整備支援、保険の検査・監督枠組みの整備支援及び検査・監督に関する能力構築支援等に着手している。保険セクターの健全な発展のためには、市場の育成も重要課題であり、そのためには広範な分野にわたる支援が必要となることから、以下「2. プロジェクトの概要」のとおり、2018年4月から技術協力プロジェクトを開始している。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

保険セクター育成プロジェクト（技術協力プロジェクト）

(2) 上位目標

保険規制・監督が保険契約者保護及び保険市場の安全かつ健全な発展に寄与する。

(3) プロジェクト目標

適切な規制・監督を行うための保険監督当局の能力が強化される。市場インフラ整備が促進される。

(4) 期待される成果

- ① 法・規制改定の方向性が決定される。
- ② 保険市場自由化に対応すべく、保険監督当局の監督能力が向上する。
- ③ 法・規制改定等に基づく役割や責任に応えるべく、保険業界の関係機関の組織体制及び能力向上が図られる。

(5) 対象地域

ネピドー及びヤンゴン

(6) 実施機関

ミャンマー計画・財務省 金融規制局

(Financial Regulatory Department, Ministry of Planning and Finance)

(7) 協力期間

2018年4月～2019年12月(計21か月)

(8) 本プロジェクトに関連する我が国(JICA)の主な援助活動

保険規制・監督制度の整備及び監督当局の能力向上を目的とし、2017年8月より個別専門家(保険監督能力強化)を派遣。

3. 業務の目的

ミャンマーにおいては、保険会社の計算について定める現代的な保険監督会計は導入されておらず、保険会社の健全性を確保するためのソルベンシー規制も導入されていない状況であることから、保険契約者の保護と保険会社の健全性の維持に不可欠なこれらの制度整備が急務となっている。

本業務では、保険監督会計の整備及びソルベンシー規制の導入に向け、保険当局による保険監督会計関連規制案等の策定を支援するとともに、その制度の運用・維持に必要な保険当局の能力強化を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」及び「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書を作成して、JICA 産業開発・公共政策部(以下「産業開発・公共政策部」)、JICA 長期専門家及び先方機関に説明・協議のうえ、産業開発・公共政策部に提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) ミャンマー保険セクターに即した支援

前述(上記3)のとおり、ミャンマー保険セクターでは、保険監督会計及びソルベンシー規制は導入されていない状況であり、これらの制度整備が急務である。他方で、これらの制度整備に当たっては、現行規制・慣行、保険当局・保険業界の対応能力、新制度の実現可能性及び保険契約者保護と保険市場の安定その他社会経済情勢も考慮する必要がある。本業務の趣旨は、こうしたミャンマーの実情に照らし、ミャンマーの保険セクターにとって適切な保険監督会計及びソルベンシー規制の整備支援を行うことであり、コンサルタントはこの趣旨に十分留意する必要がある。

(2) カウンターパートの能力強化

保険監督会計及びソルベンシー規制の整備に向けた検討を進めるべく、FRD内の会計タスクフォースとしてカウンターパート2名(FRD内の保険規制監督課長1名、同

課長代理（公認会計士資格保持者）1名）が任命されている。また、この2名に加え、同課職員1名も積極的に作業に参加したいとしている。

本業務の実施にあたっては、業務実施のプロセスにおけるこれらカウンターパートの能力強化をはかるべく、コンサルタントのみで業務を実施するのではなく、カウンターパートと密接に協働して活動を進めるよう留意する。

（3）JICA 長期専門家との連携

本業務を効率的・効果的に進めるために、産業開発・公共政策部、JICA ミャンマー事務所に加え、JICA 長期専門家（派遣中の個別専門家（保険監督能力強化）の他、本プロジェクトにおいて、2018年夏頃に生命保険及び損害保険分野より各1名の長期専門家の派遣を予定）と適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行う。

（4）関係機関からの情報収集・協議

現地の事情に則した規制案を策定するため、FRDのみならず、保険業規制理事会、会計監査長官府、内国歳入局、ミャンマー保険協会（Myanmar Insurance Association、以下 MIA）、国営・民間保険会社、現地進出外国保険会社（特に、日系保険会社）、ミャンマー会計審議会、ミャンマー公認会計士協会等の関連機関との情報交換・協議も必要に応じて行う。具体的な情報収集先については、以下「（5）他開発援助機関の動向」に挙げた関係先の過不足を含め、プロポーザル作成時にコンサルタントが提案を行うこと。

（5）他開発援助機関の動向

世界銀行グループ（以下世銀）は、同国の保険セクターの関連法令の改正、検査・監督に関する事務ガイドラインの作成、再保険慣行の現代化、ソルベンシー規制の導入などについて支援している。このほか、USAID も、2017年9月以降、保険業法改正、リスクベース監督、再保険といった面での支援に着手している。保険監督会計関連では、2017年9月にソルベンシー規制の一種である Risk Based Capital（以下 RBC）が世銀より提案されたところであり、FRD としては、RBC によるソルベンシー規制を一刻も早く導入すべく、RBC の実施を急ぎたいとしている。これは、現在の最低資本金規制はリスク感応度がなく、そのみでは、保険会社のリスクテイク・業容の拡大・経済市場環境の変化に対応できないおそれがあるためである。

本件コンサルタントが世銀や US AID との連絡・調整を直接行うことは基本的に想定していないが、世銀がモデル案を提供した RBC 開発・実施に対する FRD の方向性に沿うよう、FRD 内のカウンターパートや JICA 長期専門家との密接な連携を行い、提案を行う必要がある。世銀 RBC モデル案（他国のモデルに基づいたものであり、ミャンマーの実態に合わせたカスタマイズは未了）については、契約後、JICA 長期専門家からコンサルタントに提供予定。

（6）保守性の考慮

企業会計と異なり、保険監督会計においては、保険契約者保護が重要な目的であることから、保険監督会計の設計にあたっては、適度な保守的な前提を置くことが必要となる。

（7）企業会計制度との関係

保険業法上、保険会社の計算を規定する保険監督会計の整備は急務であるが、他方で、長期的な国全体の企業会計の在り方（ミャンマー政府は将来的な IFRS 直接適用を検討中）、保険当局・保険業界の対応能力も勘案しつつ、適切な制度設計支援をする必要があることに留意すること。こうした観点から、保険当局、保険業界に加え、会計監査長官府、ミャンマー会計審議会、ミャンマー公認会計士協会等からも十分に情報収集を行うこと。

6. 業務の内容

保険会社の財務の健全性を担保し、保険商品の適正化や保険市場の発展の基礎となる保険監督会計及び関連規制の整備を支援する。本プロジェクトの業務には以下の内容が含まれる。なお、各業務はカウンターパートを含むミャンマー側関係機関と協働して行うこと。

また、少なくとも次の①～④のタイミングではカウンターパートを含むミャンマー側関係機関との協議・能力構築を行うことを基本とする。状況の変化により、これらの予定を変更する必要がある場合は、なるべく早い段階で、代替案とともに JICA 産業開発・公共政策部、JICA 長期専門家と協議するものとする。

- ① 7月 保険監督会計・RBC の事前調査、方向性の確認、能力構築（OJT、説明会等を含む。以下同じ。）
- ② 10月 保険監督会計・RBC 規制案の提示・説明、能力構築
- ③ 12月 業務完了報告書案説明、フォローアップ事項の確認、能力構築
- ④ 2月 フォローアップ・規制実施支援のためのセミナー等、能力構築（セミナー等の開催は、FRD 向けはネピドー、MIA 向けはヤンゴンで各1回程度を想定）

（1）保険監督会計整備支援

- 保険負債の評価モデル（保険負債を計算するためのモデル）の検討
- 保険負債以外の貸借対照表上の資産・負債・純資産科目の評価モデルの検討

上記には以下の作業を含む。

- ✓ 業界や当局から、評価モデルの検討に必要なデータ（保険会社の財務諸表等）の収集
- ✓ 評価モデルの技術的仕様書（保険負債及び保険負債以外の貸借対照表上の資産・負債・純資産科目の評価の考え方や計算方法の根拠等を記したもの）の作成支援
- ✓ 上記の評価モデルに基づいて作成された貸借対照表上の科目を保険会社が当局に報告するためのテンプレート（報告テンプレート）及びその説明書（テンプレート記入上の注意や報告に関するFAQを含む）の検討と作成支援（報告テンプレート及び説明書を併せて保険当局統一様式とする）
- ✓ 上記評価モデル（保険当局統一様式を含む）を文書化した規制案の検討と作成支援
- ✓ 保険監督会計を実施するための会計・監査用の実務指針の作成支援
- ✓ フィールドテスト実施方法の検討及びフィールドテスト実施上の説明書（FAQを含む）やテンプレートの作成支援

※上記規制案の実用性については、開発後、実態的データ（保険会社の財務データ）を用いて検証する（フィールドテストを行う）必要がある。フィールドテストの実施自体は本業務に含まないが、本業務完了後、ミャンマー保険当局が、JICA専門家の支援を受けつつ、フィールドテストを実施することを想定し、その実施のための説明書及びテンプレートの作成支援を行うこと。

- ✓ 他の会計基準（財務会計・税務会計等）との関係の明確化
 ※保険監督会計は、財務会計、税務会計とは異なる目的を持つことから、財務会計、税務会計との差異を明確化する必要がある。
- ✓ 業界との対話、業界からのフィードバックへの対応
 ※必要に応じ、評価モデル、仕様書、規制案、報告テンプレート、フィールドテスト説明書等の検討過程で、必要に応じてJICA専門家のサポートを得ながら検討案を保険業界（MIAや個社等）に提示し、フィードバックを得ること。タイミングについてもプロポーザルの中でコンサルタントが提案し、実施に際しては、保険当局及びJICA専門家と協議のうえ行うこと。
- ✓ 保険監督会計整備・運用までの当局・業界の作業計画案の提案と保険当局・JICA専門家との協議

想定スケジュールは以下のとおりであるが、各ステップの所要工程・時間を踏まえ、以下とは異なるスケジュールが想定される場合には、プロポーザルにて提案することとする。

業務内容	期限
評価モデルの検討・構築のための事前調査	2018年7月
評価モデルの検討・構築（関係者へのヒアリングやデータ収集を含む）	2018年8月～12月
評価モデルの技術的仕様書	2018年10月～12月
報告テンプレート及びその説明書作成支援（FAQを含む）	2018年10月～12月
フィールドテスト実施方法の検討	2018年10月～12月
フィールドテスト実施上の説明書（FAQを含む）とテンプレートの作成支援	2018年10月～12月
他の会計基準との関係	2018年9月～12月
業界との対話	2018年10月～12月
規制案の文書化支援	2018年10月～12月
フォローアップ	2019年1月～2月

※ 業務を確実に完了させる観点から、概ね12月末までに見込みを付けるものとし、2019年1～2月は、予備的期間とし、作業の補正・修正・フォローアップに充てること。

※ コンサルタントは、長期専門家と連携して月次・週次作業計画を作成し、カウンターパートと協議することとする。

（2）ソルベンシー規制導入支援

- ソルベンシー規制（本件では、世銀が進めるRisk Based Capital、すなわちRBCモデル）の詳細検討（ミャンマーの実態に即した調整を含む。下記注も参

- 照すること)。
- 保険監督会計との調整（保険監督会計に基づき、RBCに必要な修正を加えること）。
※JICAより世銀作成のRBCモデルを入手し、保険監督会計とRBCモデルの間で必要な調整を検討し、提案すること。
- 政策措置の検討
※政策措置とは、保険会社がRBCモデルで定められた資本規制上の要件を満たさない場合に発動される行政上の措置（資本水準を回復するための早期是正措置等）を指す。
- ソルベンシー規制案の文書化支援

上記には以下の作業を含む。

- ✓ 所要資本のリスク数・リスクエクスポージャ・計算方法・リスクカテゴリー等の検討。
- ✓ 業界や当局から、評価モデルの検討に必要なデータ（保険会社の財務情報及びリスク情報等）の収集。
- ✓ RBCのテンプレート及びその説明書（FAQを含む）の作成支援（保険当局統一様式）、計算方法の根拠等を記したモデルの技術的仕様書の作成支援。
※規制案を実態的なデータで検証するフィールドテストの実施は本業務に含まないが、本業務完了後、ミャンマー保険当局が、JICA専門家の支援を受けつつ、フィールドテストを実施することを想定し、その実施のための説明書及びテンプレートの作成支援を行うこと。
- ✓ フィールドテスト実施方法の検討及びフィールドテスト実施上の説明書（FAQを含む）やテンプレートの作成支援。
- ✓ 業界からのフィードバックへの対応
※検討案を業界に提示し、フィードバックを得ること。タイミングについてもプロポーザルの中でコンサルタントが提案し、実施に際しては、保険当局及びJICA専門家と協議のうえ行うこと。
- ✓ ソルベンシー規制の整備・運用に向けた当局・業界における作業計画案の提案と保険当局・JICA専門家との協議。

想定スケジュールは以下のとおりであるが、各ステップの所要工程・時間を踏まえ、上記とは異なるスケジュールが想定される場合には、プロポーザルにて提案することとする。

業務内容	期限
ソルベンシー規制検討のための事前調査	2018年7月
RBCモデルの詳細検証（関係者へのヒアリングやデータ収集を含む）	2018年7月～
保険監督会計との調整	2018年9月～
政策措置の検討	2018年7月～
資本の定義	2018年7月～
RBCのテンプレート及びその説明書（FAQを含む）の作成支援	2018年10月～12月

計算方法の根拠等を記したモデルの技術的仕様書の作成支援	2018年10月～12月
フィールドテスト実施方法の検討	2018年10月～12月
フィールドテスト実施上の説明書(FAQを含む)やテンプレートの作成支援	2018年10月～12月
他の会計基準との関係	2018年9月～12月
業界との対話	2018年10月～12月
規制案の文書化支援	2018年10月～12月
フォローアップ	2019年1月～2月

※ 業務を確実に完了させる観点から、概ね12月末までに見込みを付けるものとし、2019年1～2月は、予備的期間とし、作業の補正・修正・フォローアップに充てる。

※ コンサルタントは、長期専門家と連携して月次・週次作業計画を作成し、カウンターパートと協議することとする。

※ 上記(1)及び(2)には、以下を含む。

- ・ 関係者とのコミュニケーション、作業計画の提案、能力構築
- ・ 上記規制案等に関するミャンマー関係当局・関係者との随時の協議、共同作業又は説明会の実施(OJT、説明会を含む)
- ・ JICA長期専門家への逐次の報告と連携

7. 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。以下に記載の部数は産業開発・公共政策部に提出する分のみであり、FRD、JICA ミャンマー事務所、JICA 長期専門家には別途各1部(FRDについては英文のみ)を配布することとする。なお、本契約における報告書等は、業務完了報告書とする。各レポートの先方政府への説明・協議に際しては、事前に産業開発・公共政策部に説明のうえ、その内容について了承を得るものとする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書に基づく)	契約日後10営業日以内	和文：1部
ワーク・プラン	業務開始から約1ヶ月後	英文：1部
業務完了報告書案	業務開始から約5ヶ月後	和文：1部 英文：1部
業務完了報告書	業務完了時	和文：1部 英文：1部

報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

業務計画書、ワーク・プラン、業務完了報告書の各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、産業開発・公共政策部とコンサルタントで協議、確認する。

①業務計画書

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 業務実施の基本方針
- (ウ) 業務実施の具体的方法
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 要員計画
- (カ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (キ) その他必要事項

②ワーク・プラン（案）

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 業務の基本方針
- (ウ) 業務の具体的方法
- (エ) 業務実施体制
- (オ) 要員計画
- (カ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- (キ) その他必要事項

※ワーク・プランは、カウンターパートとの合意をもって完成とする。

③業務完了報告書

- (ア) 業務の概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動結果・達成状況
- (ウ) 業務実施上の課題・工夫・教訓
- (エ) 提言（保険監督会計関連規制及びソルベンシー規制の実施に向けた提言も含める）

(2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料を上記7（1）で指定する言語で業務完了報告書に添付する形で提出する。各資料の最終化の前に、その内容についてFRD及びJICA長期専門家と協議・合意すること。

- (ア) 保険監督会計とRBC構築に係る規則案
- (イ) 保険監督会計規則に基づいた当局報告統一様式
- (ウ) 会計・監査用の実務基準
- (エ) 保険監督会計及びRBCの計算手法の根拠・考え方を記した技術的仕様書
- (オ) フィールドテストの説明書（FAQ等）
- (カ) その他にJICA長期専門家との協議により添付が必要とされたもの

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタ

ント業務従事月報に添付して産業開発・公共政策部に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付のうえ、産業開発・公共政策部に提出する

- ① 今月の進捗
- ② 来月の計画
- ③ 当面の課題

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2018年7月上旬（契約締結次第のため目安）より業務を開始し、2019年2月末の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目安

合計 約5.37M/M

（2）業務従事者の構成（案）

本業務では、以下に示す分野に対応可能な業務従事者の構成を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務量の目安（合計約5.37M/M）を考慮のうえ、適切な構成をプロポーザルにて提案することとする。また以下に記載の格付は目安であり、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/保険監督会計（2号）
- ② RBC/政策措置、規制・ガイダンス

※本業務では、日本の保険規制や保険監督会計の実務の経験や知識を生かして、JICAとしてFRD等のミャンマー支援を行うものであるから、業務従事者においては、日本の保険規制、保険監督会計の業務経験を有する者を業務の中心に配置することを必須とする。また、ミャンマーの実情に合わせた支援ができるよう、ミャンマーの保険実務、国際的な保険規制・保険監督会計の知識を有することが望ましい。

3. 便宜供与

JICA ミャンマー事務所及びJICA 長期専門家による便宜供与事項は以下のとおり。

ア 宿舎手配・通訳備上

いずれもコンサルタント自身がアレンジする。なお、カウンターパートとの日常的なコミュニケーションは英語での実施が可能だが、技術的内容についてカウンターパート等と協議を行う際や、保険会社等との協議やセミナー・ワークショップの際には英緬通訳を備上する必要がある。通訳の能力はコミュニケーションの円滑化のために重要な要素であるため、通訳人選の際にはJICA 長期専門家からも情報提供が可能。通訳の活用方法・資質については、事前にJICA 長期専門家に協議すること。

イ 空港送迎・車両借上げ

JICA 長期専門家用借上げ車両への同乗が可能であり、別途の手配は不要。

ウ 現地日程のアレンジ

JICA 長期専門家の側面支援を得つつ、コンサルタント自身がアレンジする。セミナー開催については、JICA 長期専門家がアレンジ可能。

エ 執務スペースの提供

ネピドーのFRD 内プロジェクトオフィスにおける執務スペースの一部を

提供（ネット環境完備）。

4. 参考資料

- ・ JICA 委託調査報告書「ミャンマー連邦共和国民間保険分野に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（2017年6月）
http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12289948.pdf
- ・ 齊藤剛「ミャンマー保険セクター改革の動向と関連法制・制度整備支援」法務省法務総合研究所国際協力部報第73号（2017年12月）64～69ページ
(<http://www.moj.go.jp/content/001244934.pdf>)
- ・ ミャンマー会社法
(https://www.dica.gov.mm/sites/dica.gov.mm/files/document-files/final_mcl_english_version_6_dec_president_signed_version_cl.pdf)
- ・ Myanmar Financial Reporting Standards (MFRS)
- ・ FRD ホームページ (<http://www.frd.gov.mm/>)
- ・ International Association of Insurance Supervisors, “Insurance Core Principles.”
(<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-core-principles>)

5. 現地再委託

現時点では、現地再委託業務の発生は想定していないものの、必要があれば提案すること（本見積もり）。なお、本コンサルタントからの提案を受け、現地再委託を実施する場合、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。現地再委託を提案する場合、プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地作業に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定。

以 上